

戦没者遺骨収集事業の取組状況について

戦没者の遺骨収集事業

概要

○ 昭和27年度以来、厚生労働省では、海外の戦没者の遺骨収容を実施。

海外戦没者概数 約240万人	収容遺骨概数	約128万柱
	未収容遺骨概数	約112万柱
	うち	①海没遺骨 約30万柱 ②相手国事情により収容が困難な遺骨 約23万柱 上記①②以外の未収容遺骨（最大） 約59万柱

（注）遺骨収集事業による収容遺骨数 約34万柱

令和3年12末日現在

これまでの遺骨収集事業の推移

第1次
昭和27年～32年

第2次
昭和42年～47年

第3次
昭和48年～50年

昭和51年
～平成17年

平成18年～
平成27年

平成28年～現在

陸海軍部隊の復員時や引揚時に送還した遺骨

約93万
2千柱

- ・ 旧主要戦域となった各地を船舶で巡航して実施。
- ・ 専ら戦没者の象徴遺骨（遺骨の一部）を収容、昭和32年度に政府事業としては、概了。

その後も、遺族や戦友による独自活動継続

- ・ 旧戦域に数多くの遺骨が放置されているとの遺族や戦友の指摘、旧戦域の開発等により、遺骨が発見される事例が多くなっていくことを踏まえ、改めて計画的な遺骨収集を実施（6年計画）。
- ・ 航空便の利用や現地住民を雇用して実施。

昭和48年度から民間団体に対する補助事業を実施（昭和48年度～：2/3補助、平成13年度～：3/3補助）

- ・ 遺骨収容に国民の関心が高まったこと（横井庄一氏救出）、戦後30年が近かったことにより、遺骨収集の充実強化を図る（3年計画）。

- ・ 相手国の事情等で収容できなかったが、新たに収骨が可能となった地域等について継続的に遺骨収集を実施。

- ・ 遺骨情報の減少等により、収容が困難になりつつあったため、民間団体等の協力を得て海外未収容遺骨の集中的な情報収集を開始。

遺骨収集推進法により令和6年度までを集中実施期間として取組を促進

○平成28年度以降、交戦国国立公文書館等に所蔵されている、交戦国陸海軍部隊等が作成した第二次世界大戦中及び戦後直後の戦闘報告書等から日本人戦没者の埋葬等に関する記述を抽出・取得・分析することにより、有効な遺骨情報を収集。

・収容遺骨数
約1万2千柱

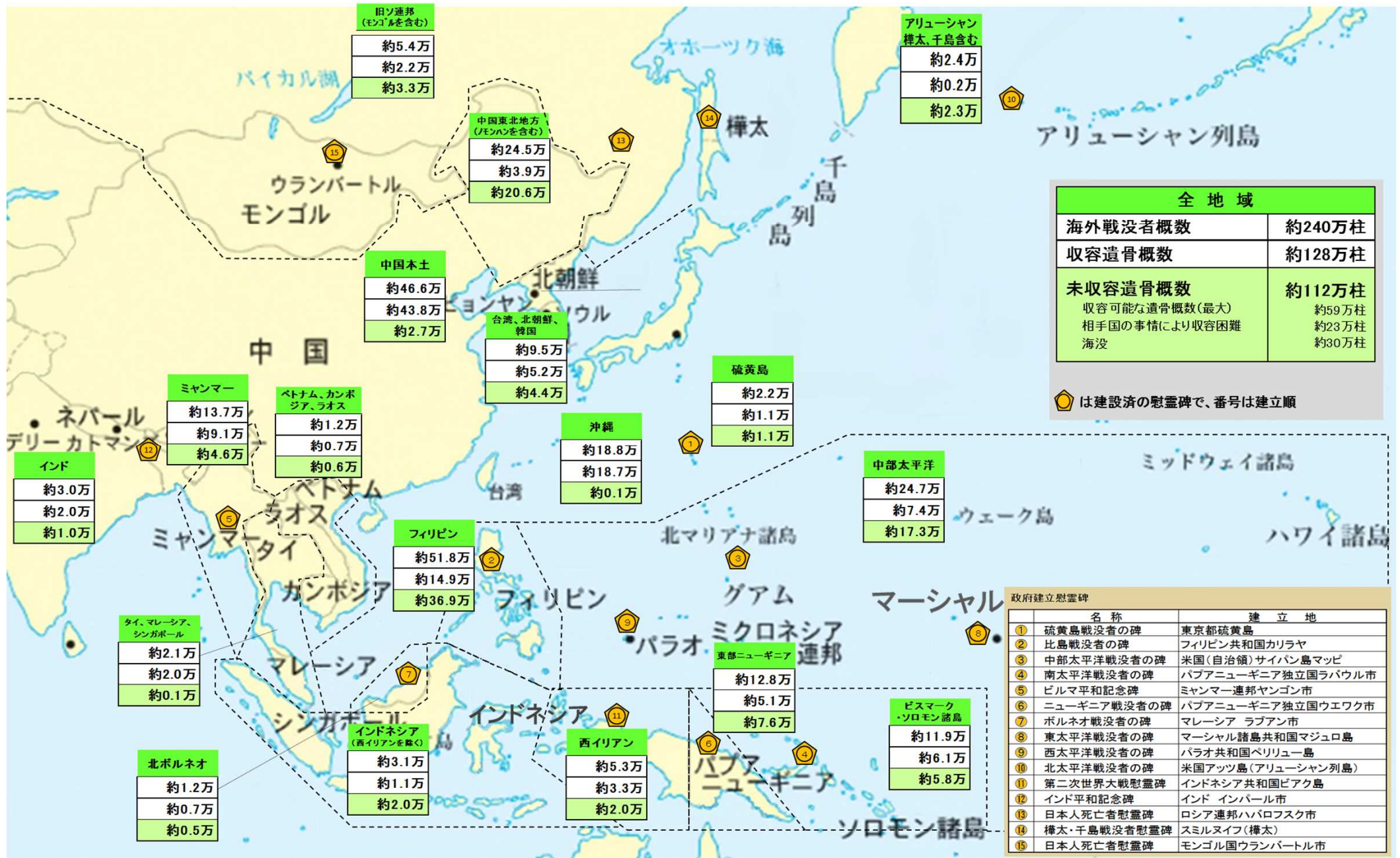
・収容遺骨数
約11万5千柱

・収容遺骨数
約10万柱

・収容遺骨数
約8万6千柱

・収容遺骨数
約3万2千柱

地域別戦没者遺骨収容概見図(令和3年12月末時点)



※表中の数字は、百の位で四捨五入しているため、足し上げが合わない箇所がある。

収容遺骨数の推移、現地調査の計画

1. 過去5年間の収容遺骨数（令和3年12月末時点）

【旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地の遺骨】

地 域	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
旧ソ連	267	209	112	61		
モンゴル						
旧ソ連等 小計(柱)	267	209	112	61	0	0

注）令和2年5月に遺骨収集事業の抜本的見直しを行い、まずは検体のみを日本に送還しDNA鑑定を実施し、所属集団判定（日本人の遺骨であるかの判定）を行った後に遺骨を日本に送還することとしたことを踏まえ、令和2年度以降については、上段に検体を日本に送還した数を記載し、下段に遺骨を日本に送還した数を記載している。

【南方等戦闘地域の遺骨】

地 域	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
硫 黄 島	19	17	42	11	46 46	24 24
沖 縄	30	7	18	56	57 57	
中部太平洋	89	124	98	264	2	
タイ・マレーシア・シンガポール						
ミャンマー	10	12	30			
北ボルネオ						
インドネシア (西イリアンを除く)						
西イリアン						
フィリピン						
東部ニューギニア	112	91	42			

地 域	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
ビスマーク・ソロモン諸島	326	457	494	5		
インド		3				
千島・樺太・アリューシャン	7	18	2	7		
中国東北地方 (ノモンハンを含む)	20					
中国本土						
台湾・北朝鮮・韓国	1					
バトナム・カンボジア・ラオス						
米国（戦争捕虜人墓地）	1					
地域不明	4	1				2
南方等 小計(柱)	619	730	726	343	103 105	26 24

※一部について鑑定中の遺骨があり、数値に変更が生じる可能性がある。

合計(柱)	886	939	838	404	103 105	26 24
-------	-----	-----	-----	-----	------------	----------

2. 今後の遺骨収集の実施方針

- ・ 令和元年12月に、関係省庁連絡会議を開催し、戦没者遺骨収集推進戦略を決定。
- ・ 同戦略において、現地調査を加速化することとしたことを踏まえ、令和2年度及び令和3年度における現地調査の派遣回数を令和元年度からほぼ倍増することを計画したが、新型コロナウイルス感染症の影響により計画どおり実施できていない状況。
- ・ 相手国における新型コロナウイルスの感染症の感染状況を踏まえ、遺骨収集が実施できる状況が整い次第、速やかに事業を再開。

○【旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地の遺骨】

- ・ 場所及び名簿の情報がある57埋葬地について、令和3年度までに全て現地調査を実施することとしていたが、新型コロナウイルス感染症による影響と、現時点で現地が既に寒冷期に入ったことにより、調査が実施できていない状況。
- ・ 令和4年度以降、相手国における新型コロナウイルス感染症が収束後、現地調査を実施し、その結果を踏まえて令和6年度までに遺骨収集を実施。
- ・ 57埋葬地の名簿登載者数 4,760名

○【南方等戦闘地域の遺骨】

- ・ 海外資料調査により埋葬地と推定された地点及び戦友等から提供された情報に基づく埋葬地と推定される地点を対象として、海外現地調査を令和2年度から令和4年度までの3年間で実施することとしていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度及び令和3年度の調査が実施できていない状況。
- ・ 令和4年度以降、相手国における新型コロナウイルス感染症が収束後、現地調査を実施し、その結果を踏まえて令和6年度までに遺骨収集を実施。

令和3年度における戦没者遺骨収集事業の対応について

(コロナ禍における遺骨収集事業の対応)

各国の入国制限等の現状

- 令和3年12月末時点、遺骨収集の対象国については、外務省の感染症危険情報は全ての国に対しレベル2(不要不急の渡航は止めてください)又はレベル3(渡航中止勧告)が発出されている。
- また、遺骨収集の対象国については、一部を除き、入国制限(入国拒否など)又は入国後の行動制限(14日間の自己隔離など)がかかっている状況(レベル2の地域であっても、医療体制の問題から外国人の入国に厳しい国もある。)。



令和3年度のこれまでの派遣実績

- 硫黄島遺骨収集等 → 派遣者を絞るなどして調査派遣等を16回、収集派遣を2回実施し、24柱の遺骨を収容。
収集派遣は壕内に入り、密な環境で作業を行うことから渡島前にPCR検査を実施して対応。
- 令和3年6月に鹿児島県西之表市喜志鹿崎沖に沈む旧日本軍機に係る遺骨・遺留品の確認調査派遣を実施。
- 令和3年11月から12月にかけて米国に職員を派遣し、在外公館が保管している日本人戦没者である蓋然性が高いと判定した遺骨の検体を送還。
- 今後の遺骨収集の実施に向け、外交ルートを通じた文書の送付や、厚労省と遺骨収集の対象国によるオンライン協議を実施。



令和3年度の今後の取組

- 北マリアナ諸島(サイパン)にて現地調査・遺骨収集派遣を令和4年1月6日から1月21日の期間で実施中。
- 硫黄島の遺骨収集派遣を令和4年1月25日から2月10日の期間で実施予定。
- 海外派遣は、感染症危険情報や入国制限等の状況を見ながら検討。状況が改善され、派遣が可能と判断された国から順次、事業を実施。
- 令和4年度の派遣に向けた派遣計画の策定及び準備。

硫黄島における戦没者遺骨収集について

戦没者概数：21,900人 収容遺骨概数：10,540柱 未収容遺骨概数：11,360柱

概況

- ・ 硫黄島については、日本の領土であるにもかかわらず、約1万1千柱の遺骨が未帰還である。
- ・ 平成23年、関係省庁からなる「硫黄島からの遺骨帰還のための特命チーム」設置。
- ・ 平成25年3月、「硫黄島に係る遺骨収集帰還に関する関係省庁会議」設置。
- ・ 平成26年3月、関係省庁会議において「平成26年度以降の硫黄島に係る遺骨収集帰還の取組方針」が決定され、当該取組方針に基づき、毎年度計画的に取り組んでいる。

実績

※令和3年度は令和3年12月末日時点の実績。

- ・ 硫黄島では、昭和27年からこれまで143回遺骨収集を実施している。

＜収容遺骨数の推移＞

(単位：柱数)

	28年度	29年度	30年度	令元年度	令2年度	令3年度
収容遺骨数	19	17	42	11	46	24

＜派遣回数数の推移＞

	28年度	29年度	30年度	令元年度	令2年度	令3年度
調査等	23	30	24	23	20	16
収集	4	2	3	4	3	2

令和3年度の取組状況

- ・ 令和2年度に引き続き以下の取組を実施。
 - ①外周道路外側の面的調査により確認された地下壕等からの遺骨収容
 - ②平成23～30年度に実施した面的調査のフォローアップ調査
 - ③滑走路地区における、面的なボーリング調査による地下壕の探査
 - ④滑走路地区周辺の地下壕の、閉塞地点の先の地下壕の有無の調査
 - ⑤改良型地中探査レーダを用いた北飛行場跡地(半面)における地下壕の調査
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、調査・収集に係る派遣者について、PCR検査を実施。

硫黄島戦没者遺骨引渡式について

令和3年10月19日(火)及び12月9日(木)千鳥ヶ淵戦没者墓苑において、硫黄島戦没者遺骨引渡式を実施し、硫黄島から帰還された遺骨が、一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会の遺骨収集団により、厚生労働省へ引き渡されました。

遺骨引渡式は、遺骨収集団が送還した戦没者の遺骨を厚生労働省に引き渡すために行うものであり、原則として遺骨収集団の帰還時に千鳥ヶ淵戦没者墓苑で行っています。

同式典では、日本戦没者遺骨収集推進協会等の関係団体代表者、関係国会議員、遺族等の参列を得て、帰還した遺骨をお迎えしています。

昨年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、千鳥ヶ淵戦没者墓苑での遺骨引渡式を実施することができませんでした。今年度は、参列遺族等の人数を絞り、規模を縮小して遺骨引渡式を実施しました。

※令和4年2月にも実施予定。



遺骨を厚生労働省に引き渡す
遺骨収集団員



献花する深澤厚生労働大臣政務官



献花後の様子

沖縄における戦没者遺骨収集について

戦没者数：188,136人 収容遺骨数：187,488柱（うち、政府による遺骨収集数：51,992柱） 未収容遺骨数：648柱

概況

- ・ 沖縄県においては、発見される遺骨の状況に応じ、厚生労働省と沖縄県が役割を分担して遺骨収集を進めている。
 - ・ 厚生労働省：宅地造成・道路工事等で発見された大規模地下壕など、重機による掘削等が必要な大規模な遺骨収集を実施。
 - ・ 沖縄県：県民等からの情報により、地表付近で発見された遺骨について、遺骨収集ボランティアの方と連携して遺骨収集を実施。
- ※ 沖縄県においては、開発業者等が遺骨を発見した場合、市町村、警察へ通報し、沖縄県が設置した「戦没者遺骨収集情報センター」が遺骨を収集する仕組みが構築されている。

実績

- ・ 沖縄においては、戦後まもなく、沖縄の人々により遺骨収容が行われ、13万5千余柱に上る遺骨が収容された。
 - ・ 昭和31年以降は、総理府が琉球政府に委託して遺骨収集を実施。昭和47年の沖縄返還に伴い遺骨収集は総理府から厚生省に移管され、これまでに51,992柱の遺骨を収容した。
 - ・ 令和2年度末までに合わせて187,488柱の遺骨を収容した。
- （参考）沖縄戦没者数 188,136人（沖縄県推計）
- ・ 沖縄戦没者遺骨収集等委託費（※）令和3年度予算 約26百万円
※厚生労働省は、沖縄県が設置した「戦没者遺骨収集情報センター」に係る費用及び遺骨収集ボランティアの活動費等について沖縄県に支出。

<収容遺骨数の推移>

（単位：柱数）

28年度	29年度	30年度	令元年度	令2年度
30	7	18	56	57



平成28年度浦添市前田の軍用壕群での遺骨収集の様子
（土中の遺骨を確認中）

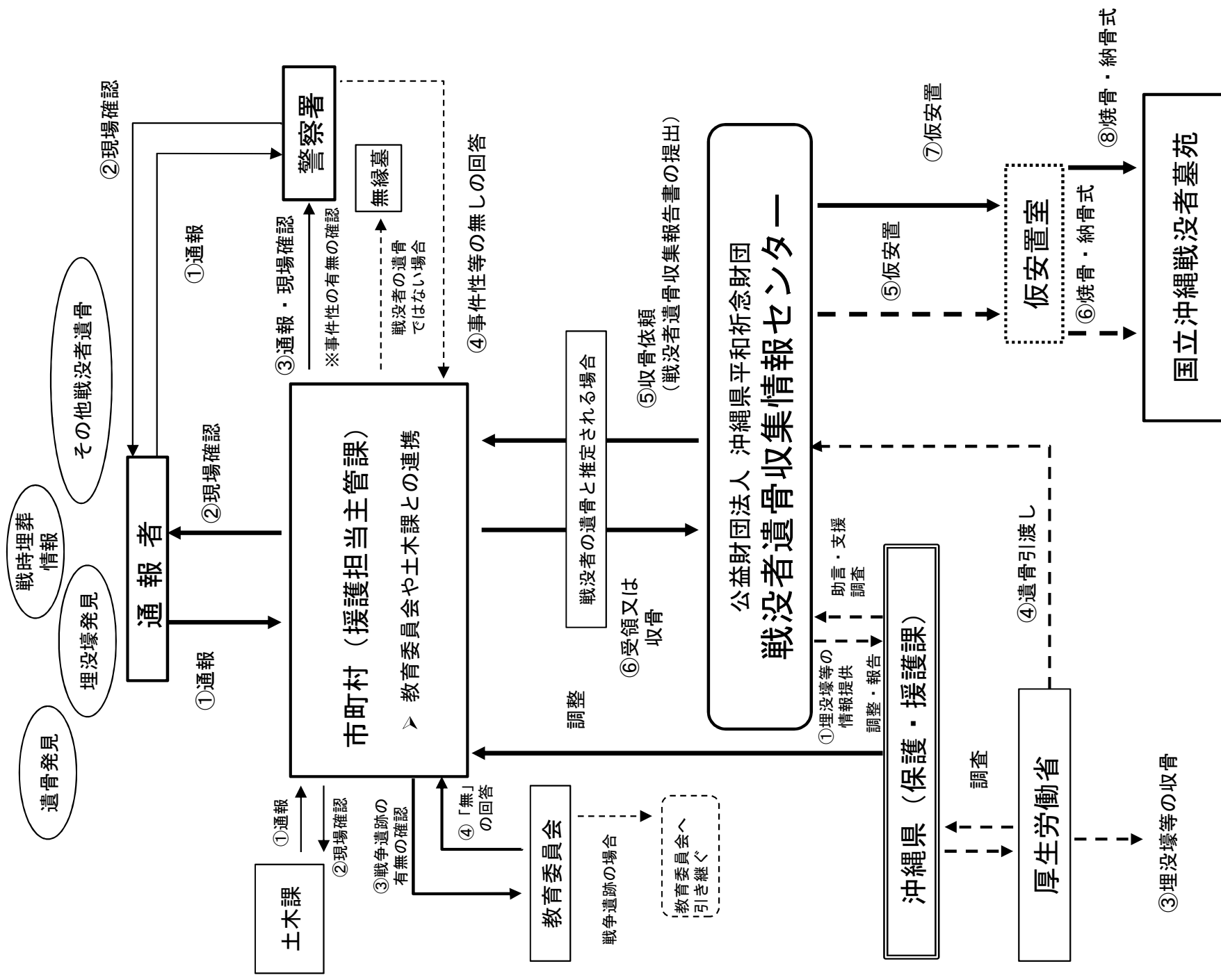


令和元年度糸満市東里の山城壕での遺骨収集の様子
（埋没した構築壕の位置を特定中）

令和3年度の取組状況

- ・ 令和3年度は、沖縄県が設置した戦没者遺骨収集情報センターが、米国公文書館から得た沖縄南部の遺骨情報38ヶ所（糸満市、八重瀬町）のうち、未調査の16ヶ所の調査を行ったが、遺骨は見つからなかった。
- ・ 沖縄においては、発見された遺骨が沖縄戦における戦没者の遺骨でなく古墓（※）由来の遺骨の可能性があるという特殊性を踏まえ、遺骨収集手順書（別冊沖縄編）を作成した。 ※沖縄に古来からある自然壕等を利用した墓のこと。

戦没者遺骨収集・発見フローチャート



※ 通報者から直接センターに通報があった場合も、市町村援護担当主管課と同様に、警察署・教育委員会等への対応を行います。

各地域の取組状況 ①

1 旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地の遺骨

地域	統計・実績 (令和3年12月末日時点)	現状・課題	今後の予定
旧ソ連	・戦没者概数 53,000人 ・収容遺骨概数 18,750柱 ・未収容遺骨概数 34,250柱	・ロシア政府から提供された情報で収容可能な埋葬地及び現地調査が必要な埋葬地情報（57か所）を保有。 ・未確認の埋葬地について、引き続きロシア側に資料の提供を求める。 ・日本側資料等に基づき、現在、未確認の埋葬地に係る資料や情報の収集を実施。 ・令和3年度は、年度当初に3地域において埋葬地調査を、3地域において遺骨収集を計画したが、新型コロナウイルス感染症の影響と、現時点で現地が寒冷期に入ったことにより、調査が実施できていない状況。 ・また、令和元年9月に過去にロシアにおいて収容した遺骨の一部が日本人の遺骨でない可能性があるとの指摘をこれまでの「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において受けていたことを公表。ロシア政府とは同年9月以降、複数回実務的協議を実施しており、これまでに日本側からは、①同年9月に公表した9事例に関するDNA鑑定結果、②同年12月に公表した4事例の概要等について説明を行い、遺骨の返還を含む今後の対応について協議を行っている。	・指摘を受けた埋葬地の遺骨の取扱や今後の遺骨収集の実施等に関し、各地方政府等との調整も含めて、引き続き、ロシア政府等との協議を進める。 ・相手国における新型コロナウイルス感染症が収束後に速やかに、現地派遣を開始できるよう、外務省や在外公館を通じて相手国関係機関と調整する。

各地域の取組状況 ②

地域	統計・実績 (令和3年12月末日時点)	現状・課題	今後の予定
モンゴル	(モンゴル抑留中死亡者) ・戦没者概数 1,700人 ・収容遺骨概数 1,500柱 ・未収容遺骨概数 200柱 ※ノモンハン地域の戦没者遺骨は、抑留中死亡者と区別して、中国東北部（ノモンハンを含む）における遺骨収容として整理している。	・一部の埋葬地を除き概了。	・今後は、確度の高い遺骨に関する情報が得られた場合は、埋葬地調査の実施を検討する。

【戦没者の遺骨収集を推進するために現地政府等との協議等が必要な地域】

ウズベキスタン (旧ソ連地域)	・戦没者数 812人 ・収容遺骨数 0柱 ・未収容遺骨数 812柱 (旧ソ連地域の統計・実績に含む)	・ウズベキスタン国内に13か所の埋葬地情報を保有しているが、宗教上の理由により、ウズベキスタン国内での遺骨収集の許可が得られない状況。 ・令和元年12月、ウズベキスタン共和国大統領の訪日の際の首脳会談において、両国民の気持ちを踏まえた遺骨に関する実務的な協議を行うことで一致したことを受け、これまでにロシア側より資料提供のあった13の埋葬地のうち、未整備と思われる2埋葬地についての現地調査を実施できるよう協議を開始。	・引き続き、外務省とも連携し、現地調査を実施できるよう協議を行う。
--------------------	---	--	---

各地域の取組状況 ③

2 南方等戦闘地域の遺骨

地域	統計・実績 (令和3年12月末日時点)	現状・課題	今後の予定
沖縄	- 戦没者数 188,136人 - 収容遺骨数 187,488柱 - 未収容遺骨数 648柱	- 地表で発見された遺骨の収容・情報収集は沖縄県へ委託して実施。 - 重機による掘削等が必要な大規模な遺骨収集は厚生労働省が実施。 - 令和3年度は、沖縄県が設置した戦没者遺骨収集情報センターが、米国公文書館から得た沖縄南部の遺骨情報38ヶ所（糸満市、八重瀬町）のうち、未調査の16ヶ所の調査を行ったが、遺骨は見つからなかった。	引き続き、沖縄県と協力して保有している情報について、現地調査を実施。
硫黄島	- 戦没者概数 21,900人 - 収容遺骨概数 10,540柱 - 未収容遺骨概数 11,360柱	- 関係省庁会議で決定された「基本的方針」に基づき、計画的に掘削・遺骨収容を実施。 - 令和3年度は24柱を収容。 第1回遺骨収集団 中止 第2回遺骨収集団（10月） 10柱 第3回遺骨収集団（11月） 14柱 ※第1回は、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止。 - 令和3年度はあと1回（令和4年1月25日から2月10日）実施予定。	令和3年度は左記の「基本的方針」に基づき令和3年4月28日に決定された「実施計画」を踏まえ、 ①外周道路外側の面的調査により確認された地下壕等からの遺骨収容。 ②平成23～30年度に実施した面的調査のフォローアップ調査。 ③滑走路地区における、面的なボーリング調査による地下20m程度までの地下壕の探査。 ④滑走路地区周辺の地下壕の閉塞地点の先の地下壕の有無の調査。などを継続して行っている。 ※改良型地中探査レーダを用いた北飛行場跡地（半面）における地下壕の探査は探査済（データ解析は4年度に実施予定）

各地域の取組状況 ④

地域	統計・実績 (令和3年12月末日時点)	現状・課題	今後の予定
ミャンマー	・戦没者概数 137,000人 ・収容遺骨概数 91,460柱 ・未収容遺骨概数 45,540柱	・令和2年3月に遺骨収集を行う予定とされていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により派遣を中止し、それ以後も同影響及びミャンマーの国内情勢により、派遣を実施できない状況。 ・また、令和元年12月に過去に収容した遺骨の一部が日本人の遺骨でない可能性があるとの指摘を「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において受けたことを公表。 ・平成29年度のブラバロオ村での現地調査及び遺骨収集において、現地及び日本側の遺骨鑑定人や、派遣団長の対応が不十分であり、獣骨として現地に埋め戻した骨に人骨が含まれていたことが、平成30年度の現地調査において判明（再度人骨と獣骨を選別し人骨は日本に送還済み）。 当時の派遣団員の意見も聴取し、再発防止策を手順書に明記。	・新型コロナウイルス感染症の感染状況及びミャンマー国内情勢の今後の状況を鑑みながら、可能な範囲で早期の事業の再開に向けて、新たな遺骨収集・鑑定プロセスの説明などを行っていく。 ・公表された遺骨のDNA鑑定を行い、日本人でないと判定された場合は、ミャンマー政府に鑑定結果を説明し、取扱いについて協議を行っていく。
マリアナ諸島 ・グアム ・サイパン ・テニアン	(グアム島) ・戦没者概数 20,000人 ・収容遺骨概数 520柱 ・未収容遺骨概数 19,480柱 (サイパン島) ・戦没者概数 55,300人 ・収容遺骨概数 29,230柱 ・未収容遺骨概数 26,070柱 (テニアン島) ・戦没者概数 15,500人 ・収容遺骨概数 10,510柱 ・未収容遺骨概数 4,990柱	・グアム歴史保存局から受領見込の遺骨（3柱）あり。 ・サイパン歴史保存局で保管中の収容遺骨(53柱)あり。 ・テニアンで収容し保管中の遺骨（86柱）あり。 ・令和3年8月に、サイパン歴史保存局とオンラインによる会議を開催し、日本側の新たな収集・鑑定プロセスや今後の派遣予定等の説明を行い、了承を得た。 ・令和4年1月6日から21日までサイパンで現地調査・遺骨収集派遣を実施中。	・相手国における新型コロナウイルス感染症の状況が本年1月の状況と変わらなければ、さらに派遣を進めることを検討。

各地域の取組状況 ⑤

地域	統計・実績 (令和3年12月末日時点)	現状・課題	今後の予定
ギルバート諸島 ・マキン ・タラワ	・戦没者概数 5,500人 ・収容遺骨概数 250柱 ・未収容遺骨概数 5,250柱	・タラワ環礁で米国側NGO団体が収集した戦没者遺骨（アジア系）が、現在米国のDPAA管理下にある。	・現地調査による遺骨情報の収集に取り組み、遺骨収集を実施する。
パラオ諸島 ・ペリリュー ・アンガウル	・戦没者概数 16,200人 ・収容遺骨概数 9,210柱 ・未収容遺骨概数 6,990柱	・覚書を遺骨収集の抜本的見直しに則したものに改訂協議中（検体送還の規定も追加） ・これまで本地域においては、ペリリュー島を中心に遺骨収集を実施してきたが、今後はアンガウル島（集団埋葬地情報）も取り組むこととしている。 ・ペリリュー島の埋没戦車遺骨情報をはじめ、複数の遺骨情報あり。 ・令和3年11月にパラオ政府関係者とオンラインによる会議を開催し、日本側の新たな収集、鑑定プロセスや今後の派遣予定等の説明を行い、了承を得た。	・覚書の締結 ・埋没戦車等に係る対応について、更なる詳細情報の収集が必要。 ・相手国における新型コロナウイルス感染症の収束後に速やかに現地派遣が開始できるよう、外務省や在外公館を通じて相手国関係機関と調整する。
トラック諸島	(トラック諸島) ・戦没者概数 5,900人 ・収容遺骨概数 4,100柱 ・未収容遺骨概数 1,800柱 (ウォーレイアイ（メレヨン）環礁) ・戦没者概数 4,900人 ・収容遺骨概数 3,050柱 ・未収容遺骨概数 1,850柱	・水曜島（チューク州トル島）で1か所の埋葬地情報を保有、現在同国政府を通じて地権者と現地調査について調整中。 ・トラック環礁内の沈没艦船で戦没者と思われる遺骨発見の情報あり。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年1月末まで入国禁止。	・水曜島については地権者との合意が必要 ・沈没艦船については収集を実施予定。 ・相手国における新型コロナウイルス感染症の収束後に速やかに現地派遣が開始できるよう、外務省や在外公館を通じて相手国関係機関と調整する。

各地域の取組状況 ⑥

地域	統計・実績 (令和3年12月末日末時点)	現状・課題	今後の予定
東部ニューギニア	・戦没者概数 127,600人 ・収容遺骨概数 51,420人 ・未収容遺骨概数 76,180柱	・令和元年度は現地調査を6回実施。令和2年度以降遺骨収集を行う予定としていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により派遣を実施できない状況。 ・PNG国立博物館で保管中の収容遺骨あり。	・相手国における新型コロナウイルス感染症の収束後に速やかに現地派遣が開始できるよう、外務省や在外公館を通じて相手国関係機関と調整する。
ビスマーク・ソロモン諸島 ・ブーゲンビル島 ・ガダルカナル島	・戦没者概数 118,700人 ・収容遺骨概数 60,950柱 ・未収容遺骨概数 57,750柱	・令和元年度はソロモン諸島のガダルカナル島中央の山岳地帯で実施。令和2年度以降はピエズ島、マサマサ島でも実施予定としていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により派遣を実施できない状況。 ・ガダルカナル島で現地保管中の遺骨（約280柱）あり。検体の持ち帰りに際し、収容地点によっては連合国側戦没者の可能性があるため、日米共同鑑定が必要。	・相手国における新型コロナウイルス感染症の収束後に速やかに現地派遣が開始できるよう、外務省や在外公館を通じて相手国関係機関と調整する。 ・日米共同鑑定の実施について、DPAAとの調整が必要。
インド	・戦没者概数 30,000人 ・収容遺骨概数 19,960柱 ・未収容遺骨概数 10,040柱	・令和2年3月に遺骨収集を行う予定としていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により派遣を実施できない状況。 ・令和3年8月にインド外務省とオンラインによる会議を開催し、日本側の新たな収集・鑑定プロセスや今後の派遣予定等の説明を行い、了承を得た。	・相手国における新型コロナウイルス感染症の収束後に速やかに現地派遣が開始できるよう、外務省や在外公館を通じて相手国関係機関と調整する。

各地域の取組状況 ⑦

地域	統計・実績 (令和3年12月末日時点)	現状・課題	今後の予定
北ボルネオ	・戦没者概数 12,000人 ・収容遺骨概数 6,910柱 ・未収容遺骨概数 5,090柱	・海外資料調査により取得した情報（9件）を保有。（蓋然性が高くない） ・これまでに昭和31年度から昭和58年度まで4回実施し、1,585柱を収容し送還。	・各国の国立公文書館等における資料調査による情報及び確度の高い遺骨に関する情報が得られた場合は、現地調査を実施。
樺太・千島	・戦没者概数 24,400人 ・収容遺骨概数 1,810柱 ・未収容遺骨概数 22,590柱 ※ いずれもアリューシャン列島の戦没者を含む。	・近年はロシア側が50度線の旧国境付近や占守島で収容した日本人戦没者の遺骨を受領。 ・令和元年11月にロシア側の調査団により収集された遺骨のうち、日本人の遺骨である蓋然性が現地で確認された7柱を送還。（検体は通関手続上の技術的問題により現地に保管中。） ・日本人の蓋然性が現地で確認できなかった遺骨については、送還することができなかったため、現地に一時的に保管されているが、新型コロナウイルス感染症の影響により派遣を実施できない状況。	・日本人戦没者遺骨の引渡連絡がロシア側からあった場合は速やかに遺骨を受領する。 ・相手国内における新型コロナウイルス感染症が収束後に速やかに現地派遣を開始できるよう、外務省や在外公館を通じて相手国関係機関と調整する。

各地域の取組状況 ⑧

地域	統計・実績 (令和3年12月末日時点)	現状・課題	今後の予定
タイ・マレーシア・シンガポール	・戦没者概数 21,000人 ・収容遺骨概数 20,200柱 ・未収容遺骨概数 800柱	・保有情報なし。 ・各地域での政府派遣による遺骨収集の実績は次のとおり。 ①タイ 昭和52年度から平成16年度まで12回実施し、1,980柱を収容。 ②マレーシア 昭和29年度に28柱、昭和47年度に29柱を収容。 ③シンガポール 昭和29年度に134柱を収容。	・各国の国立公文書館等における資料調査による情報及び確度の高い遺骨に関する情報が得られた場合は、現地調査の実施を検討する。
ベトナム・カンボジア・ラオス	・戦没者概数 12,400人 ・収容遺骨概数 6,900柱 ・未収容遺骨概数 5,500柱	・保有情報なし。 ・ベトナム 平成15年度に3柱を受領。	・各国の国立公文書館等における資料調査による情報及び確度の高い遺骨に関する情報が得られた場合は、現地調査の実施を検討する。
韓国・台湾	(韓国) ・戦没者概数 18,900人 ・収容遺骨概数 12,400柱 ・未収容遺骨概数 6,500柱 (台湾) ・戦没者概数 41,900人 ・収容遺骨概数 26,300柱 ・未収容遺骨概数 15,600柱 ※戦没者概数は、海没者約22,000人（韓国約6,500人、台湾約15,500人）を含む。	・保有情報なし。 ・政府派遣による遺骨収集の実績は次のとおり。 ①韓国 昭和45年度から平成28年度まで5回実施し、433柱を収容。 ②台湾 昭和50年度に交流協会に委託し242柱を収容。	・在外公館等により確度の高い遺骨に関する情報を得られた場合は、現地調査・遺骨収集を実施。

各地域の取組状況 ⑨

【戦没者の遺骨収集を推進するために現地政府等との協議等が必要な地域】

地域	統計・実績 (令和3年12月末日時点)	現状・課題	今後の予定
インドネシア（西イリアン（西部ニューギニア等）を含む）	・戦没者概数 84,400人 ・収容遺骨概数 44,460柱 ・未収容遺骨概数 39,940柱	・インドネシア（パプア州・西パプア州）における戦没者の遺骨収集を再開するための協定については令和元年6月ジャカルタにおいて駐インドネシア日本国大使とインドネシア教育文科省文化総局長との間で署名が行われた（協定の効力は3年間）。 ・令和元年度末を目途に、スピオリの遺骨収集を行うことを予定していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により派遣を中止し、それ以後も同影響により派遣を行うことができない状況。 ・形質鑑定等の結果、日本人と推定された遺骨について、インドネシア側において科学的な鑑定を行うことが可能かインドネシア関係機関との協議・鑑定にかかる合意書の取り交わしが必要。 ※両国間の協定に基づき、火葬した遺骨のみ日本に送還が可能。したがって、遺骨の検体をインドネシア国外への持ち出しができず、日本側で科学的な鑑定（所属集団判定及び身元特定のDNA鑑定）を行うことができない。	・新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑みながら、早期の事業の再開に向けて、新たな遺骨収集・鑑定プロセスの説明や協定の延長の協議などを行っていく。

各地域の取組状況 ⑩

地域	統計・実績 (令和3年12月末日時点)	現状・課題	今後の予定
フィリピン	・戦没者概数 518,000人 ・収容遺骨概数 148,530柱 ・未収容遺骨概数 369,470柱	<遺骨収集(現地調査)> ・フィリピン国内における戦没者の遺骨収集を再開するため、フィリピン政府との間で協議を進めてきたが、平成30年5月8日に厚生労働省とフィリピン政府との間で、遺骨収集に係る協力覚書を取り交わし、同協力覚書に基づき、同年10月より事業を開始した。 ※平成30年度：現地調査2回(ルソン島)、令和元年度：現地調査1回(ルソン島) ・平成30年度から再開した現地調査においては、形質鑑定により日本人であると思われる遺骨については、検体を採取のうえ日本に持ち帰っており、今後、科学的な鑑定を行うこととしている。 ・検体以外の遺骨は、協力覚書に付随する手順指針に基づきフィリピン国立博物館(以下、「NM」と記載)に保管している。 ・令和元年11月に過去に収容した遺骨の一部が日本人の遺骨でない可能性があるとの指摘を「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において受けたことを公表。 ・令和2年度も、計画的に現地調査を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により実施ができない状況。 ・令和3年7月に、フィリピン外務省をはじめとする関係機関とオンラインによる計画会議を開催し、日本側の新たな収集・鑑定プロセスや令和3年度の事業計画案の説明を行い、了承を得た。 <NM保管遺骨の確認作業> ・協力覚書以前に収集され、NMに保管中の遺骨は、平成28年12月からフィリピン側の協力を得て遺骨の鑑定を実施している。	<遺骨収集(現地調査)> ・令和3年3月末にフィリピン政府に対し、年次活動計画案を提出しているが、今後、新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑みながら、予定を変更した年次活動計画等を再提出のうえ、同計画に基づき各派遣の実施を目指す。 ※収容・鑑定のあり方の見直しに基づく対応を行っていく。 ・公表された遺骨のDNA鑑定を行い、日本人でない可能性が高いと判定された場合は、フィリピン政府に鑑定結果を説明し、取扱いについて協議を行っていく。 ・協力覚書以前に収集され、NMに保管中の遺骨について、引き続き鑑定を実施するとともに、今後同位体分析による年代測定の実施を検討する。

各地域の取組状況 ⑪

地域	統計・実績 (令和3年12月末日時点)	現状・課題	今後の予定
中国本土、中国東北部（ノモンハンを含む）	（中国本土） ・戦没者概数 465,700人 ・収容遺骨概数 438,470柱 ・未収容遺骨概数 27,230柱 （中国東北部） ※ノモンハンを含む ・戦没者概数 245,400人 ・収容遺骨概数 39,330柱 ・未収容遺骨概数 206,070柱	（中国本土及び東北部） ・在外公館及び民間団体等から寄せられた情報（12件）を保有。 ・中国国内の国民感情を理由に、中国当局からの許可が下りないことから、遺骨収容は実施できていない。 （ノモンハン＜モンゴル側＞） ・平成16年度から平成28年度までに遺骨収集を11回実施し、合計284柱の遺骨を送還。 ・ハルハ河戦勝博物館長より遺骨情報の提供あり。	（中国本土及び東北部） ・引き続き、外務省と連携し、機会を捉えて遺骨収容の実施に向けて働きかける。 （ノモンハン＜モンゴル側＞） ・相手国における新型コロナウイルス感染症が収束後、ハルハ河戦勝博物館長より情報提供のあった遺骨情報について現地調査を行う予定。
マーシャル諸島 ・クエゼリン島 （米軍基地内） ・ウォツゼ島	・戦没者概数 19,200人 ・収容遺骨概数 3,000柱 ・未収容遺骨概数 16,200柱	・本地域においては、ウォツゼ島の遺骨情報を中心に遺骨収集を実施することとしている。 ・クエゼリン島の集団埋葬地における現地調査のためには、DPAAに情報提供を求め、詳細地点を絞り込む必要がある。また、同島（米軍基地）の立入調査には米軍側の許可が必要。	・相手国における新型コロナウイルス感染症の収束後に速やかに現地派遣が開始できるよう、外務省や在外公館を通じて相手国関係機関と調整する。
バングラデシュ	保有している統計なし	・英連邦戦没者委員会が管理する墓地に、現地の捕虜収容所で死亡した旧日本兵が埋葬されているとの情報（2か所）を保有。 ・相手国からは、同墓地での遺骨収集に協力する旨の回答を得ているが、平成28年7月のダッカ襲撃テロ事件以降、治安状況の悪化により、派遣を見合わせている。	・相手国における新型コロナウイルス感染症の感染状況のほか、外務省等関係行政機関と連携し、現地の治安情勢を踏まえ派遣を調整する。

各地域の取組状況 ⑫

地域	統計・実績 (令和3年12月末日時点)	現状・課題	今後の予定
アリューシャン列島 (アッツ島)	・戦没者概数 2,600人 ・収容遺骨数 320柱 ・未収容遺骨概数 2,280柱	・アッツ島全体が平成21年に環境保護区に指定。(現在は無人島) 米国側から、現地調査・遺骨収集の実施までに、①現状把握、②環境影響評価、道路等のインフラ整備が必要とされている。 ・加えて、厳しい気象条件(極寒地、濃霧等天候不順)、地理的条件(宿泊施設等の修繕、人員や食事等の確保など)への対応が必要であるため、現地調査等を行うための環境整備には数年を要する。 ・アッツ島の現状把握のための事前調査の実施にあたり、米国側(アラスカ陸軍工兵隊)と支払に関する合意書の取り交わしについて具体的な調整を行っている。	・外務省等関係行政機関と連携し、米国側と引き続き環境影響評価を含む遺骨収集等の実施のための協議を継続。
北朝鮮	・戦没者概数 34,600人 ・収容遺骨概数 13,000柱 ・未収容遺骨概数 21,600柱	・平成26年5月、日朝政府間協議において、北朝鮮側が、日本人遺骨問題を含む全ての日本人に関する調査を包括的かつ全面的に実施することに合意(いわゆるストックホルム合意)。 ・平成28年2月10日、国家安全保障会議が我が国独自の対北朝鮮措置を決定し、これを受け北朝鮮側は、同年2月12日に日本人問題の調査を全面的に中止し、特別調査委員会を解体すると発表。	・ストックホルム合意に基づき、今後とも、外務省等関係省庁と連携しながら適切に対応する。

各地域の取組状況 ⑬

地域	統計・実績 (令和3年12月末日時点)	現状・課題	今後の予定
地域不明 ※地域不明区分の遺骨については、在外公館で受領した遺骨で、戦没地の情報がないことにより地域を特定できないもの。	収容遺骨数 17柱	・これまで、日本の在外公館から寄せられた遺骨情報（今次大戦における交戦国の兵士が戦中・戦後に持ち帰った遺骨）に係る調査及び遺骨受領派遣を行っている。 ・令和3年11月29日から12月3日の間、米国に職員を派遣し、在外公館が保管している日本人戦没者と思われる遺骨について、関係者から取得の経緯等の聴き取りとともに形質鑑定を実施した。 ・その結果、日本人戦没者である蓋然性が高いと判定した遺骨の検体（2検体）を本邦に送還した。	・外務省等関係行政機関と連携し、新たな遺骨情報が得られた場合には、米国・豪州等に調査団を送り事実確認を行う。